

# 一般社団法人兵庫県助産師会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人兵庫県助産師会（以下「本会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、人々のニーズに応える助産及び母子保健領域の活動を行うことにより、人々の健康な生活の実現に寄与するとともに、専門職としての質の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 助産及び母子保健事業の開発・展開及び普及に関する事項
- (2) リプロダクティブヘルス/ライフ（性と生殖に関する健康／権利）の普及、啓発、活動に関する事項
- (3) 次世代育成支援に関する事項
- (4) 助産師の育成並びに資質の向上に関する事項
- (5) 助産及び母子保健の調査・研究に関する事項
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

## 第3章 社員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、次の4種とする。

- 正会員 兵庫県内に居住又は勤務する助産師であって、本会の目的に賛同して入会した者
- 特別会員 正会員であって、高齢又は病弱のため就業できなくなったため、本会に変更を届け出た者
- 名誉会員 正会員又は特別会員であって、本会に顕著な功労があることから理事会の推薦を受けて社員総会において承認された者
- 賛助会員 個人（助産師学生を含む。）又は団体若しくは法人であって、本会の目的に賛同して入会した者

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において定める手順により申し込み、理事会の承認を受け、その承認があった時に、正会員又は賛助会員となる。

- 2 正会員、特別会員及び名誉会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、本会の目的を達成するために必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、社員総会において定める会費規程に従い、入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員等の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会又は退社したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 正当な理由なく1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 助産師の免許を取り消されたとき
- (7) 本会への届出住所宛ての文書が届かない等で所在不明となり、連絡が取れない期間が2年以上続いたとき

(退会)

第9条 会員は、理事会において定める手順により退会手続きをすることにより、任意に、いつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議により、当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款又は規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損したとき
- (3) 本会の目的に反する行為をしたとき
- (4) その他正当な理由があるとき

2 前項の規程により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日から2週間前までに理由を付して除名する旨を当該会員に通知し、かつ社員総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 代表理事は、会員を除名したときは、当該会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利義務及び抛出金品の不返還)

第11条 前3条の規程により会員がその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れ、正会員、特別会員及び名誉会員については一般法人法上の社員としての地位を失う。

2 前項に規程する場合であっても、未履行の義務については免れることができず、会員がその資格を喪失した場合であっても、既納の入会金、会費その他の抛出金品は返還しない。

(会員名簿)

第12条 本会は、会員の氏名、住所及び就業先を記載した会員名簿を作成する。

## 第4章 専門部会

(専門部会)

第13条 本会には、助産所部会、保健指導部会及び勤務助産師部会を置く。

- 2 社員は、前項の部会のいずれかに所属しなければならない。
- 3 各部会の運営に関し必要な事項は、専門部会規程により定める。

## 第5章 社員総会

(社員総会)

第14条 本会の総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、これらをもって一般法人法上の社員総会とする。

- 2 定時社員総会は、毎年1回、事業年度の終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員から社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求が代表理事にあったとき

(権限)

第15条 社員総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 理事会において総会に付議した事項
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 定款の変更
- (4) 会費及び本会が臨時経費を必要とする場合に会員から徴収すべき臨時経費の額
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 会員の除名
- (7) 解散
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款に定められた事項

(招集手続)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が速やかに招集手続きを行うことにより招集する。

- 2 代表理事は、第14条第3項第2号の規程による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、理事会の決議により定めた次の各号に掲げる事項を記載した書面をもって開催日の2週間前までに通知を発ししなければならない。
  - (1) 社員総会の日時及び場所
  - (2) 社員総会の目的である事項があるときは、当該事項
  - (3) 社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
  - (4) その他法令に定められた事項
- 4 社員以外の者が社員総会に出席することについては、予め理事会の承認を要する。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規程にかかわらず、次の各号に掲げる事項に関する決議については、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 解散
  - (4) その他法令又は本定款に定められた事項

(議決権)

第18条 社員は、1名につき1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第19条 社員は、社員総会に出席することができない場合には、代理人をもって議決権の行使を委任することができる。その際の代理人は1名とし、本会の社員であることを要する。

- 2 前項の場合には、委任者たる社員又はその代理人は、代理権を証する書面を社員総会毎に提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員の現在数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること）
- (3) 議事の経過の要領及びその結果

- (4) 出席した理事及び監事の氏名
- (5) 議長の氏名
- (6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (7) その他法令で定める事項

2 社員総会において、選任された議事録署名人は、社員総会議事録に署名又は押印しなければならない。

3 社員総会議事録は、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規則)

第21条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規程による。

## 第6章 役員等

(役員等の設置)

第22条 本会には、次の各号前段に定める役員を、当該各号後段に定める員数の範囲内で置く。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 理事 5名以上10名以内
- (3) 監事 1名以上2名以内

2 代表理事をもって当会の会長とする。

3 理事会は、その決議により、代表理事以外の理事の中から業務執行理事を選定することができる。

4 理事会は、その決議により、3名以内の員数において、代表理事以外の理事の中から副会長を選定することができる。ただし、副会長は業務執行理事でなければならない。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者を監事として選任することを妨げない。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

3 理事及び監事の選任に関し必要な事項は、本条のほか、社員総会において定める役員選挙管理規程において定める。

4 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(代表理事等の職務及び権限)

第24条 代表理事は、本会を代表し、その業務を執行する。

2 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

3 副会長である理事は、代表理事の業務執行を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行及び本会の会計を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業及び会計の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、必要と認める場合には、理事会の招集を請求することができる。

(任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、同一の役員として連続して3期を超えて務めることはできない。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一と

する。任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期についても同様とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- 2 理事又は監事を社員総会の決議により解任する場合には、当該理事又は監事に対し、解任の決議の前に弁明の機会を与えることができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益（報酬等という。）は、社員総会の決議をもって定める。

- 2 前項の規程にかかわらず、役員にはその職務を行うために要する費用を支給することができる。

(責任の一部免除又は限定)

第29条 本会は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、総社員の同意によって免除することができる。

- 2 本会は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第30条 本会には、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数が出席することにより成立する。

(権限)

第31条 理事会は、本定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

第32条 理事会は、年4回以上開催し、代表理事がこれを招集する。

- 2 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 代表理事が必要と認めたとき
  - (2) 代表理事以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に請求があったとき
- 3 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故若しくは支障があるときは、予め理事会において定めた順序による理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。
- 5 前項の規程にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
- 6 第2項第2号の規程による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間

以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事において理事会を招集することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれにあたり、代表理事を欠く場合又は代表理事に事故若しくは支障があるときは、前条第3項の規程に従い理事会を招集した理事がこれにあたる。

2 前条第6項の規程による理事会にあつては、理事会を招集した理事が理事会の議長の職にあたる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、当該理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 前項のみなし決議があつた場合には、代表理事は、次の理事会でその結果を報告しなければならない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した理事及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第37条 理事会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

## 第8章 委員会

(委員会の設置)

第38条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本会は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産)

第41条 本会が解散した時において有する残余財産は、社員総会の決議を経て公益社団法人及び公益財産法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 資産

(基本財産)

第42条 本会の基本財産は、会費、寄付金及びその他の収入による。

2 前項の財産並びに本会が既に有する不動産及び什器を含む動産類その他の財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。これを承認を得て、代表理事がこれを管理する。

## 第11章 計算

(会計年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規程にかかわらず、やむを得ない理由により予算成立しないときは、代表理事は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、第1号、第3号及び第4号の書類については、これを定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の各号に掲げる書類を主たる事務所に10年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事・監事の名簿

(剰余金の分配)

第46条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第12章 公告方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第13章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第48条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

附則

(施行期日)

1 この定款は、設立の日（平成24年5月24日）から施行する。

(設立時役員)

2 本会の設立時の理事及び監事は、次のとおりとする。

設立時代表理事	岡 田	浩 子
設立時理事	稲 岡	道 子
設立時理事	井 上	千 秋
設立時理事	奥	陽 子
設立時理事	嶋 澤	恭 子
設立時理事	立 山	サナミ
設立時理事	永 原	郁 子
設立時理事	毛 利	多恵子
設立時理事	坂 田	富貴子
設立時理事	藤 井	ひろみ
設立時監事	高 田	昌 代
設立時監事	中 井	恭 子

附則

本定款は、平成28年2月11日開催の臨時社員総会における定款変更に係る議案の可決により即時に効力を生じるものとする。

この定款の変更は、2024年6月2日から施行する。